

## 東洋史

岡 元 司

東洋史からは、寺地遵氏により「南宋期、浙東の盜湖問題」と題して報告が行なわれた。氏は、報告の冒頭において、従来の日本における中国水利社会史研究の問題点として、まず第一に、水資源の利用関係が地域社会を編成する契機としてあまりにも当然視され、水利用をめぐる矛盾・抗争・対立があまり問題とされなかったため、水にかかわる地域社会の形成・維持に働いた様々な運動やその実態がさほど重視されなかったこと、また、第二に、水利社会を考える際、国家が常に国法と等置されて捉えられ、国家意思の形成やその過程あるいは動揺などについては等閑視されていたことを指摘した。そしてこの二点から、水利用をめぐる地域社会の内部の対立・抗争が、国家中枢、つまり政権中枢部の抗争に連続し延長する性質のものとして見ようとする報告の基本的視角が提示された。かような考察を行なうことは、やはり従来、社会の運動と権力の運動を総合化して捉える観点が欠如しがちであった中国社会史研究に対する提言としての、氏の意図も込められている。

以下、南宋期、浙東地域の盜湖問題について、氏が行なった分析のアウトラインを紹介したい。浙東、とくに明州・越州では、宋政権の南渡にともない、北方からの移動人口が増え、土地需要も逼迫し、さらには人造湖（陂塘）の水・水面利用が多様化した。こうした中で、湖を埋め立てて田にする湖田の造成をはじめとする「盜湖」を進行させる論理と、既存の用水を保全せんとする論理とが、浙東において鋭く対立することとなった。これについて、地方と権力中

桓との連続的な闘争関係として整理すると、湖田造成勢力は、湖田を皇帝・將軍・権門・寺觀に投獻して保護と佃権の確保を求め、廢湖派の勢力が中央でもできる。それに対して、湖を守ろうとする勢力は、その地方出身の高級官僚に陳情して、中央での運動を依頼し、これが復湖派となるのである。

かような関係を、浙東の四湖について見てみると、①廢湖Ⅱ盜湖—された事例、②盜湖に対抗し得た事例、に分類される。①の例として、越州・鑑湖および明州・広徳湖が挙げられるが、この兩湖は、応奉司田（内廷費のための莊園）、あるいは高麗使接待の特定財源として、北宋末期以後、いずれも湖田化されており、これらの廢湖については、中央の意向が強かった。さらに、鑑湖の場合、湖に關連する地域が広いため、広徳湖の場合、明州有力士族の間で湖田をめぐる対立があったため、兩湖とも盜湖への反対運動が組織化されなかった。

これに対し、②のように、廢湖を免れた例として、越州・夏蓋湖の場合、四度にわたって、官民連名で碑が立てられ、湖を保全することが公示されている。また、越州・湘湖については、盜湖・投獻の運動に対して、官が民の請願を承けてそれを押し止めるという形になっているが、実際には、さらに地方の民同士のレベルで激しい暴力抗争が存在することによって、盜湖への対抗の動きが成り立っていたと考えられる。

②のように盜湖阻止に成功したケースについて考察すると、第一に、水利施設は、官民が「通力合作」するという形で作られ、運営されており、その水系社会は、州・県・郷・都・里という行政区画とは別個の村を単位とするなど、集権機構とは別種のものである。

第二に、水利用規則・違反者処罰規定を制定し、また、受水者の税

負担を通しての排他性をもつことにより、目的・機能団体としての地域社会を、ここで確認することができ、こうした現状保全闘争を行なうことよって、その目的性は一層明確化した。第三に、反盜湖闘争において、地方官の活動が意味をもっていたことは確かだが、同時に、官民連合、あるいはさらに言えば、民の力が維持され動いていることが、盜湖に対抗して勝利する最後の決め手となっている。第四に、国家権力は一方的な超越者として現われるのではなく、水利社会の出資者、あるいはそこでの調停者・保護者として現われていた。これを別の角度から見ると、国家と鄉村（民）との関係が、構造的・垂直的な関係ではなく、機能的・水平的な関係に転化していたことになり、ここで、官権力の働意という支配関係の具体的表現形態における新しい事態を中国史がもつに至ったのである。

以上の報告に加えて、全体討論の際に氏が補足された説明によると、前近代中国史研究において地域を取り上げるとは、近年の一般的傾向であるが、例えば、一九八一年に名古屋大学東洋史学研究室の行なったシンポジウム（「地域社会の視点」）では、地域社会の指導者（リーダー）とその指導（リーダーシップ）に焦点が置かれたのに対し、氏は地域社会を軸としつつ、国家との繋がりを考えるという視角に拠った、とのことである。

討論では、好並隆司氏が、政治史における地域が不安定性を有しているとの感想から、地域の方で維持された夏蓋湖・湘湖が実態的には共同体利用であった点、および、庸家湖（湘湖の近くに位置）のように一族を中心に運営されている場合に、家産均分で本来存続しにくいにもかかわらず、それを維持するためには官途につかざるを得ず、結果として国家権力に吸収されてしまうことがどの時代でも見られる点を指摘しつつ、こうした中で、「地域」をいかに捉え

るべきかを質問した。これに対して寺地氏は、湖水面の問題に関する限り、地域社会をそのまま共同体と等置することは避けるべきであり、むしろ階級構成その他の諸条件も含めた実証の進展によって、より完全な議論となり得る、と述べた。また、本多博之氏が、シンポジウムの三報告者に、地域と国家の相互規定性を取り上げて質問し、寺地氏の報告中に「下から」の規定性の話があったが、「上から」の働きかけが存在したかどうかと尋ねたのに対し、氏は、廃湖の場合に政権中枢の強い意思が絡んでいた点から、当然「上から」の側面も認められるとした上で、ただし報告では、従来軽視されていた「下から」の側面に力点を置いたことを強調された。

さて、シンポジウムの最大の狙いが、「歴史分析の手段に「地域」という視座を組み込むことによって、国家支配をめぐる諸動向を動態的に描き直すこと」(趣意書)にあったことからすれば、寺地氏の報告はその課題を充分果たすものであったと言えよう。このことは、従来、国家が一枚岩的なものとして捉えられがちであったのに対し、地域社会内での対立・抗争が中央での政治闘争にまで結びつく実相を提示し得たところに、最もよく現われている。こうした分析は、水利史のみでなく、国家機能の諸側面を追究する際にも、方法として有効たり得ると思われる。一方、地域社会内部の問題については、例えば氏の用いられた「目的機能団体」あるいは(「官」と連合する場合の)「民」といった概念が、従来の水利用研究で言及されている「共同体」・「ヨコの連帯」その他の概念とどのような関係になるのかについては、必ずしも詳しく説明されたわけではない。しかしこの点については、氏自身、今後の研究課題とされているようであり、また、地域と国家の相互関係を重視するシンポジウム全体の意図から見ても、本報告の積極的な意義を損うものでは

なからう。

なお、氏は報告の最後に、その内容について中国史上での位置づけを行なわれたが、シンポジウム出席者の多数が中国史以外の研究者であったことを考えると、この点をさらに具体的に解説されていたならば、論旨が一層明確に伝わったのではないかと感じた。